

優先交渉権者決定基準に対する質問及び回答

大 山 町

Q	<p>●地域貢献点の加点方法</p> <p>加点の方法・点数は、優先交渉権者決定基準に示す旨の記載がありますが、当該優先交渉権者決定基準には、配点表に点数の記載があるのみで当該加点方法に関する具体的な記述がありません。また「その傘下企業に依り」とは、参加企業×4点ということになるのでしょうか？他方、優先交渉権者決定基準によると、点数付与は相対評価によって行われる旨の記載があることから、参加企業にかかわらずあくまで当該項目は4点満点であって、競合グループと自グループの参加企業数を比した係数×4点という計算方法なのでしょうか？</p> <p>本事業の特性上、地域貢献は事業目的においても重要な要素であるとお見受けしますので、地域貢献点考え方と共に具体的な加点の方法についてご教示ください。</p>
A	<p>建設期間中の構成企業又は協力企業において、地元業者の参加が3社以上の場合、4点が加点されます。</p> <p>(例) 1社参加の場合 ⇒ 0点 3社参加の場合 ⇒ 4点 8社参加の場合 ⇒ 4点</p>
Q	<p>●提案内容評価点の算定の方法</p> <p>「点数付与は、相対評価とし各提案内容を比較し最も優れた提案に各評価項目の満点を与え、2位以下に審査員の評点の点数比率で・・・」とありますが、この点数付与方法によれば、各項目において各応募グループ間には必ず差が生じているはずで、つまるところ同様に内容評価点合計点数にも必ず差が生じることは言わずもがなであるはずですが。しかしながら本事業における提案内容評価点の算定方法は、当該合計点に改めて傾斜（7.5点満点×最高点に対する得点比）をかけることになっており、点数差があるものに対してさらに得点比を乗じるプロセスの意味が分かりかねます。一方、仮に提案内容評価点における各グループの合計点が同点となった場合にも、得点比を乗じたところで同点であることに変わりはありません。得点比を乗じるプロセスを適用されることはこういった事態に対処するためのものなのか判然としません。ご教示ください。</p>
A	<p>優先交渉権者決定基準に記載のある計算式のとおりです。</p> <p>なお、優先交渉権者と次点の得点については、事後に大山町ホームページ上で公表します。</p>
Q	<p>●町内企業の参加</p> <p>配点が4点となっておりますが、何社集まれば最高点、など計算基準はあるのでしょうか？</p>
A	<p>建設期間中の構成企業又は協力企業において、地元業者の参加が3社以上の場合、4点が加点されます。</p> <p>(例) 1社参加の場合 ⇒ 0点 3社参加の場合 ⇒ 4点 8社参加の場合 ⇒ 4点</p>
Q	
A	
Q	
A	